

○経済産業省令第五十八号
商標法施行令(昭和三十五年政令第十九号)第一
一条の規定に基づき、商標法施行規則の一部を改
正する省令を次のように定める。
平成二十五年十二月二日

経済産業大臣 茂木 敏充
商標法施行規則の一部を改正する省令
商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第
十三号)の一部を次のように改正する。
別表第六類の項下欄第十二号中「金属製人工魚
礁」を「金属製人工池 金属製人工魚礁」に改め
る。

別表第八類の項下欄第一号(九)中「皮砥」を「革
砥」に改める。

別表第九類の項下欄第十四号中「電子楽器用自
動演奏プログラムを記憶させた電子回路及びC
DROM」を「電気又は電子楽器用フレイザ
電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた電
子回路及びCDROM」に改める。
別表第十二類の項下欄第三号(二)中「つり皮」を
「つり革」に改める。
別表第十五類の項下欄第二号を次のように改め
る。

二 楽譜台 指揮棒
別表第十八類の項下欄第一号(一)中「なめし皮」
を「なめし革」に改める。

別表第十九類の項下欄第十六号中「人工魚礁、金
属製のものを除く」を「人工池(金属製のもの
を除く) 人工魚礁(金属製のものを除く)」に
改める。

別表第二十類の項下欄第五号(三)中「プラスチック
製の包装用容器、プラスチック製の製杖及びふた」
を除く。を「プラスチック製の包装用容器、プ
ラスチック製杖、ふた及び瓶」を除く。に、同
項下欄第九号中「人工池 すだれ」を「すだれ」
に改める。

別表第二十一類の項下欄第九号を次のように改
める。

九 ガラス製又は陶磁製の包装用容器 プラ
スチック製の包装用瓶

(一) ガラス製又は陶磁製の包装用容器
イ 飲料用容器 化粧品用容器 食品用
容器 薬品用容器

ロ ガラス製杖 ガラス製ふた

(二) プラスチック製の包装用瓶

別表第二十一類の項下欄第十一号中「犬のお
しゃぶり 植木鉢」を「植木鉢」に改める。
別表第二十八類の項下欄第八号を次のように改
める。

八 愛玩動物用おもちゃ
犬のおしゃぶり

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十六年一月一日から施行
する。

2 この省令の施行の際現に特許庁に係属してい
る商標登録出願又は防護標章登録出願に係る商
品及び役務の区分については、その商標登録出
願又は防護標章登録出願について査定又は審決
が確定するまでは、なお従前の例による。

(係属中の商標登録出願等に係る経過措置)
この省令の施行の際現に特許庁に係属してい
る商標登録出願又は防護標章登録出願に係る商
品及び役務の区分については、その商標登録出
願又は防護標章登録出願について査定又は審決
が確定するまでは、なお従前の例による。

規 則

○原子力規制委員会規則第十五号

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関す
る法律(平成二十五年法律第八十二号)附則第三
条第三項に基づき、原子力規制委員会職員の募集
に關し独立行政法人原子力安全基盤機構が作成す
る書類の記載事項を定める規則を次のように定め
る。
平成二十五年十二月二日

原子力規制委員会委員長 田中 俊一

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に
關する法律附則第三条第三項に規定する原
子力規制委員会職員の募集に關し独立行政
法人原子力安全基盤機構が作成する書類の
記載事項を定める規則

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関す
る法律附則第三条第三項の原子力規制委員会規則
で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 原子力規制委員会職員となる意思を表示し
た者の氏名、生年月日、所属する部署及び役
職

二 原子力規制委員会職員となる意思を表示し
た者の職務の経験(経歴及び制裁に關する事
項を含む)

三 原子力規制委員会職員となる意思を表示し
た者の過去二年間の能力評価及び業績評価
(平成二十五年十一月一日以後に新たに独立
行政法人原子力安全基盤機構の職員となつた
者にあつては、原子力利用における安全の確
保に關する専門的な知識、技術等についての
論文)

附 則

この規則は、平成二十五年十二月二日から施行
する。

告 示

○宮内庁告示第十二号
平成二十六年新年祝賀の儀を次のように行われ
る。
平成二十五年十二月二日

宮内庁長官事務代理
宮内庁次長 山本信一郎
平成二十六年一月一日、天皇皇后両陛下は、宮
中において次のように祝賀をお受けになる。

一 午前十一時
皇太子、皇太子妃、親王、親王妃、内親王
及び女王

二 午前十一時
内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房副長官
副大臣、内閣法制局長官及び内閣法制次長並
びに以上の者の配偶者

衆議院及び参議院の議長、副議長、議員、
事務総長、事務次長、法制局長及び法制次長、
衆議院調査局長並びに国立国会図書館の館長
及び副館長並びに以上の者の配偶者

最高裁判所長官、最高裁判所判事、最高裁
判所事務総長及び最高裁判所事務次長並びに
高等裁判所長官並びに以上の者の配偶者

三 午前十一時三十分
特記した認証官以外の認証官及び各省庁の
事務次官等で宮内庁長官の指定する者並びに
都道府県の知事及び議会議長並びに以上の者
の配偶者

四 午後二時三十分
各国の外交使節団の長及びその配偶者

○ 参列者は、各時刻の十五分前までに皇居に参
入のこと。

服装
男子 燕尾服、紋付羽織袴又はこれらに相
当する制服等(モーニングコートも可)

女子 ロングドレス、白襟(白羽二重の襟
を重ねる) 紋付又はこれらに相当する
制服等

勲章着用
○法務省告示第四百四十四号
山口県若国市役所保存の次の除籍が滅失した。
平成二十五年十二月二日

法務大臣 谷垣 禎一

山口県玖珂郡坂上村大字上駄床四百七十六番地
の一 村上 松生
山口県玖珂郡坂上村大字上駄床四百七十六番地
の一 村上 上しげの

○法務省告示第四百四十五号
公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第七
条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に
電磁的記録に關する事務を行わせる。
この告示は、告示の日から効力を生ずる。
平成二十五年十二月二日

法務大臣 谷垣 禎一
東京法務局所属 石原 直樹
横浜地方法務局所属 洪佐 慎吾
さいたま地方法務局所属 依田 隆文
さいたま地方法務局所属 田中 進
静岡地方法務局所属 田中順太郎
大阪法務局所属 小野 洋一

○農林水産省告示二千九百四十四号
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関す
る法律(昭和二十五年法律第七十五号)第十七
条の八第一項の規定に基づき、登録認定機関から
認定に關する業務の全部を廃止する旨の届出が
あつたので、同条第二項の規定に基づき公示する。
平成二十五年十二月二日

農林水産大臣 林 芳正
一 登録年月日及び登録番号
平成十九年二月二十三日 第九十二号

二 登録認定機関の名称及び住所
一般財団法人日本冷凍食品検査協会 東京都
港区芝大門二丁目四番六号

三 登録認定機関が認定業務を廃止する農林物資
の種類
有機加工食品

四 廃止年月日
平成二十六年五月一日

○農林水産省告示二千九百四十五号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
三十三条の二の規定により、次のように保安林の
指定施設要件を変更する。
平成二十五年十二月二日

農林水産大臣 林 芳正
一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
栃木県矢板市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の
防備

防備

防備

防備

防備